

令和 8 年度

水道水水質検査業務
特記仕様書

北秋田市上下水道課

第1 総則

1 適用範囲

本特記仕様書は、「令和8年度水道水水質検査業務」に適用する。

2 目的

この業務は、北秋田市上下水道課（以下、発注者という。）が作成する令和8年度水質検査計画に基づき、別紙の項目の水質検査を行うことを目的とする。

3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 検査地点および検査項目

本業務の検査地点および対象となる検査項目は別紙のとおりとする。

5 業務の履行義務

受注者は、設計書、契約書、本特記仕様書および関係法令の規定に基づき、発注者の指示に従い相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

6 関係法令等の遵守

受注者は、この業務の実施に当たり、水道法、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守し業務の円滑な進捗を図らなければならない。

第2 一般事項

1 業務管理

- (1) 受注者は、契約締結後、所定の期日までに業務計画書を提出し、発注者の承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、業務担当者を配置するものとする。
- (3) 業務担当者は、十分な経験を有する品質管理者、測定担当者をそれぞれ指名し、本業務における品質を十分に確保するものとする。
- (4) 受注者は、各種水質検査業務を完了した後、所定の期日までに検査結果報告書を提出するものとする。

2 提出書類

受注者は、指定する期日までに次の書類を発注者に提出するものとし、提出後に記入漏れ又は不備が発見された場合、責任をもって速やかに訂正のうえ、再提出するものとする。

提出書類一覧

提出書類	提出期日	部数
業務計画書	契約締結後、作業開始予定日 7日前までに提出	1
結果報告書	水質検査業務完了後、速やかに提出	1

3 安全衛生

受注者は、この業務の実施に当たり、作業を行う者の安全を確保しなければならない。

4 服装および携行装具

作業を行う者は、安全上および衛生上支障のない服装を着用するとともに、業務実施上必要な装具を携行するものとする。

5 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。本業務の終了後においても同様とする。

6 疑義の解釈

本特記仕様書に定めていない事項は、発注者と受注者の協議により処理するものとし、その他必要な事項については、発注者の指示に従うものとする。

第3 業務内容

1 水質検査

(1) 水質検査は次のとおりとする。

ア 検査地点

(ア) 原水：別紙のとおり。

(イ) 净水：別紙のとおり。

イ 検査項目

別紙のとおり

ウ 検査・採水日

検査・採水月日は、発注者と受注者において別途協議し決定するものとする。

エ 検査方法

水質基準に関する省令等、関係法令等の諸規定に基づく方法とする。

なお、改正があった場合、検査月日における最新のものに基づくものとする。

オ 採水

採水は、鷹巣地区は発注者が実施し、それ以外の地区は受注者が採水するものとする。採水時の残留塩素、水温、気温および天候はそれぞれ採水者が測定するものとする。

採水に使用する容器、添加試薬、運搬用具、採水手順書等の必要な物品は、受注者が採水日前に鷹巣浄水場（北秋田市脇神字平崎川戸沼 87-3）まで届けることとする。

カ 試料の受渡し

試料の受渡しは、鷹巣浄水場で行うものとする。検査機関までの輸送費用は受注者の負担とする。

キ 測定値の取扱い

水質基準値外や適合不可が検出された場合は、速やかに速報値として発注者に連絡すること。

また、発注者は水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、発注者、受注者が協議のうえ決定する。

2 業務計画書

受注者は、契約締結後、作業開始予定日 7 日前までに業務計画書を提出し、発注者の承認を得てから業務を実施するものとする。

(1) 提出内容

ア 検査の年間計画書

イ 業務担当者

ウ 検査項目ごとの検査方法および定量下限値

エ その他必要な事項

3 検査結果報告書

- (1) 報告書は、検査結果判明後、都度速やかに提出するものとする。
- (2) 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。
- (3) 発注者は検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員の示した資料等必要に応じて受注者に提出を求めることができる。